

---

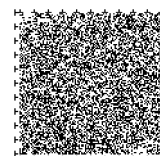
---

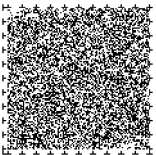
## 第 5 章 障害福祉サービスの推進

(第 6 期豊島区障害福祉計画・第 2 期豊島区障害児福祉計画)

---

---





# 1. 計画策定の経緯

## (1) 第5期までの取組み

障害福祉計画は障害者自立支援法（現：総合支援法）により義務づけられた、障害福祉サービス、地域生活支援事業が必要量に対して計画的に提供できるよう目標数値を明確にした計画です。

### 【第1期】

第1期は、平成19年度から20年度までの2年間を計画期間とし、「障害福祉計画の基本的な理念、障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保のための方策」を盛り込んだ計画を19年2月に策定しました。

### 【第2期】

第2期は、平成21年度から23年度を計画期間とし、第1期の実績、障害者のニーズを踏まえた必要なサービス量を見込み、また、20年12月に出された報告「社会保障審議会障害者部会報告～障害者自立支援法施行後3年の見直しについて～」を勘案し、目標値を修正しました。

また、区では、第2期計画から地域保健福祉計画と一体化し、地域福祉推進の視点から、従来ともすれば障害者福祉の重点課題が施設サービスの整備・充実に向けられていたものを、住み慣れた地域での生活を求める障害者のニーズに応じた在宅での自立生活支援を中心的課題として位置づけました。

### 【第3期】

第3期は、地域福祉を重視し、障害者のニーズを踏まえた社会資源の整備を推進することを目的に、平成24年度から26年度までを計画期間として策定しました。第1期、第2期の計画の実績を踏まえ、障害福祉サービスの円滑な実施を確保していくため、目標数値を適切に補正しました。

また、平成22年の法改正を踏まえ、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、同行援護サービスの提供などを計画に反映しました。

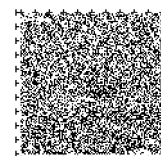
### 【第4期】

第4期は、障害者のニーズを踏まえた社会資源の整備を推進することを目的に、平成27年度から29年度までを計画期間として策定しました。具体的な数値については、第1期から4期までの実績や今後の見通しを踏まえて設定しました。

また、第4期より、4つの目標を成果目標として掲げることになりました（①施設入所者の地域生活への移行②入院中の精神障害者の地域生活への移行③障害者の地域生活の支援④福祉施設から一般就労への移行）。この4つの成果目標の達成を目指し、活動指標（自立支援給付、地域生活支援事業）を設けました。

### 【第5期】

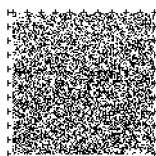
第5期は、障害者を取り巻く社会情勢の変化に対応し、障害者福祉施策の一層の推進を図ることを目的に、平成30年度から令和2年度までを計画期間として策定しました。具体的な数値については、第1期から4期までの実績や今後の見通しを踏まえて設定しました。



また、第 5 期は、5 つの目標を成果目標として掲げることになりました（①施設入所者の地域生活への移行②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築③地域生活支援拠点等の整備④福祉施設から一般就労への移行⑤障害児支援の提供体制の整備等）。

<第 5 期計画の成果指標の状況>

区分	指標	目標値	実績	
		令和 2 年度末	平成 30 年度末	令和 元年度末
福祉施設入所者の 地域生活への移行	障害者支援施設入所者の削減見込数	4 人	1 人	1 人
	施設入所から地域生活へ移行した者の数	16 人	2 人	1 人
精神障害者にも対 応した地域包括ケ アシステムの構築	協議の場の設置	設置	—	—
地域生活支援拠点 等の整備	整備された地域生活支援拠点の数	1 か所	—	—
福祉施設から一般 就労への移行等	福祉施設から一般就労への移行者数	118 人	126 人	134 人
	就労移行支援事業利用者数	137 人	144 人	241 人
	就労移行率が 3 割以上の事業所数	7 か所	10 か所	13 か所
障害児支援の提供 体制の整備	児童発達支援センターの設置数	1 か所	1 か所	1 か所
	重症心身障害児を支援する事業所および 放課後等デイサービス事業数	各 1 か所	各 1 か所	各 1 か所
	医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置	—	—



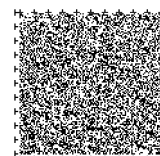
## (2) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に向けて

### ① 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る基本指針の主な内容

(「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」並びに「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正」厚生労働省通知より)

#### 【主なポイント】

- 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援  
共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。
- 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。
- 地域共生社会の実現に向けた取組み  
地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。
- 障害児の健やかな育成のための発達支援  
障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、地域支援体制の構築を図る。  
また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。  
さらに、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。
- 障害福祉人材の確保  
障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある。
- 障害者の社会参加を支える取組み  
障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。また、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。



## ②第6期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画の基本的な考え方

第6期は、地域保健福祉計画の基本理念に基づき、地域福祉に重点を置きながら、障害者のニーズを踏まえた社会資源の整備を推進することを目的に、令和3年度から5年度までを計画期間として策定します。具体的な数値については、第1期から5期までの実績や今後の見通しを踏まえて設定しました。

また、児童福祉法の規定に基づき、「第2期障害児福祉計画」を策定しました。

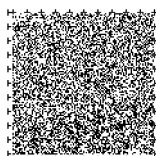
障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。そのため、障害児およびその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した、効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

これらに応じて、国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として以下の7つの目標を掲げます。

この7つの成果目標の達成を目指し、各サービスの見込み量と確保策を設けます。

### 【今期計画の成果目標】

① 施設入所者の地域生活への移行 ・福祉施設入所者の地域生活への移行
② 精神障害にも対応した地域包括支援システムの構築 ・入院中の精神障害者の地域生活への移行
③ 地域生活支援拠点等における機能の充実 ・地域生活支援拠点等の整備
④ 福祉施設から一般就労への移行等 ・福祉施設から一般就労への移行（区内事業所の状況） ・区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数 ・就労定着支援（区内事業所の状況） ・就労支援事業所利用による就労定着支援率（区内事業所の状況）
⑤ 障害児通所支援の地域支援体制の整備 ・重症心身障害児を支援する事業所の確保 ・医療的ケア児のための協議の場の設置
⑥ 相談支援体制の充実・強化等 ・相談支援体制の充実・強化等
⑦ 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築 ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築



## 2. 成果目標

令和5年度を目標年度として、以下の数値目標を設定します。

### 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5年度末における地域生活に移行する人の数値目標の設定にあたっては、令和元年度末時点の障害者支援施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するものと見込みます。

また、令和5年度末の施設入所者数については、令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減するものとします。

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数(A)	175 人	○令和元年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	172 人	○令和5年度末時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	11 人 6 %	○施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
【目標値】 削減見込(A-B)	3 人 1.7 %	○差引減少見込み数

#### 【区が行っている取組み】

豊島区内のグループホームについては、用地の確保の問題から整備数においても限りがあるため、入所施設の周辺にあるグループホーム等も活用しながら地域生活への移行に向けた支援を行っています。

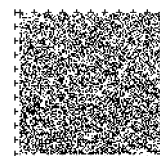
### 入院中の精神障害者の地域生活への移行

東京都が算出する令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数を68人と定めます。

項目	数値	考え方
東京都	4,145 人	長期入院患者(1年以上入院患者)のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数 ※豊島区の数値の内訳:65歳以上41人、65歳未満27人
豊島区	68 人	

#### 【区が行っている取組み】

精神科病院に長期入院しており、これから地域生活へ移行しようとする方に、入所、入院中から訪問相談、同行訪問、住居の確保など地域生活に移行するための支援を行っています。豊島区では、平成28年度から5年間で26の方がこのサービスを利用し、地域生活を送っています。



## 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等※（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、令和 5 年度末までの間、区内に 1 つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、運用状況を検証および検討することを基本とします。

項目	数値	考え方
【目標値】目標年度の地域生活支援拠点数	2 か所	○令和 5 年度において整備された地域生活支援拠点の数

※地域生活支援の拠点等の整備にあたって求められる機能

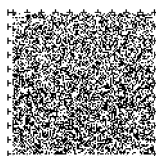
- 相談（地域移行、親元からの自立等）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

## 福祉施設から一般就労への移行（区内事業所の状況）

令和 5 年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とします。

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	134 人	○令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	170 人 1.27 倍	○令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

注) 一般就労した者とは、一般企業等に就職した者(就労継続支援(A 型)および福祉工場の利用者となった者を除く。)、在宅就労した者および自ら起業した者をいう。





あわせて、就労移行支援事、就労継続支援 A 型事業および就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る一般就労移行者数の目標値を定めることとします。

うち就労移行支援事業は令和元年度実績の 1.30 倍以上、就労継続支援 A 型事業は概ね 1.26 倍以上、就労継続支援 B 型事業は概ね 1.23 倍以上を目指すこととします。

項目	数値	考え方
令和元年度就労移行支援事業の一般就労移行者数	127 人	○令和元年度において、就労移行支援事業を利用し、一般就労した者の数
【目標値】就労移行支援事業の一般就労移行者数	165 人 1.3 倍	○令和5年度において、就労移行支援事業を利用し、一般就労する者の数
令和元年度就労継続支援 A 型の一般就労移行者数	0 人	○令和元年度において、就労継続支援 A 型を利用し、一般就労した者の数
【目標値】就労継続支援 A 型の一般就労移行者数	1 人 1.26 倍	○令和5年度において、就労継続支援 A 型を利用し、一般就労する者の数
令和元年度就労継続支援 B 型の一般就労移行者数	7 人	○令和元年度において、就労継続支援 B 型を利用し、一般就労した者の数
【目標値】就労継続支援 B 型の一般就労移行者数	9 人 1.23 倍	○令和5年度において、就労継続支援 B 型を利用し、一般就労する者の数

### 区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数

福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、「区市町村障害者就労支援事業」を推進しています。一般就労に向けた支援に関する量的な目標については、独自の目標として、「区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数」を設定します。

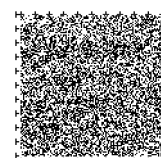
項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	69 人	○令和元年度において区市町村障害者就労支援事業を利用し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	82 人 1.2 倍	○令和5年度末において区市町村障害者就労支援事業を利用し、一般就労する者の数

注)一般就労した者とは、一般企業等に就職した者(就労継続支援(A 型)および福祉工場の利用者となった者を除く。)、在宅就労した者および自ら起業した者をいう。

### 就労定着支援（区内事業所の状況）

令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、9 割が就労定着支援事業を利用することを目指します。

項目	数値	考え方
令和元年度の就労定着支援事業利用者数	127 人 (全体の 9 割)	○令和元年度において一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労定着支援事業の利用者数	153 人 (全体の 9 割)	○令和5年度末において一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用する者の数



### 就労支援事業所利用による就労定着支援率（区内事業所の状況）

令和 5 年度末までに、就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とします。

項目	数値	考え方
令和5年度末の就労定着率が8割以上の事業所数	7 か所	○令和5年度末の就労移行率が8割以上の事業所数

注)就労定着率は、「前年度中に新規で事業を利用した者のうち、当年度末までに事業を利用して 12 か月以上に渡り一般就労した人数」/「前年度中に新規で事業を利用した人数」の割合。

注)令和元年度末時点、区内就労定着支援事業所は 10 か所です。

### 重症心身障害児を支援する事業所の確保

令和 5 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を少なくとも 1 か所以上確保します。

項目	数値	考え方
令和5年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所数	各 1 か所	○令和5年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所

### 医療的ケア児のための協議の場の設置

令和 2 年度末までに 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置します。また医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することについても検討を進めます。

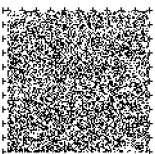
### 相談支援体制の充実・強化等

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施を検討していきます。

### 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

区内の障害福祉サービス事業所等に対して実施する指導検査の専管組織を令和 2 年度に立ち上げました。令和 4 年度までに、年間 3 0 事業の実施指導を行う体制を整えます。

また、障害者地域支援協議会を開催し、地域の相談機関との連携を強化しています。



<障害者の施設入所利用状況（令和2年3月末現在）>

【東北】	利用者数	施設数
青森県	5人	3か所
秋田県	9人	4か所
宮城県	1人	1か所
山形県	2人	1か所
福島県	2人	2か所
合計	19人	11か所

【中部】	利用者数	施設数
山梨県	3人	2か所
長野県	5人	3か所
岐阜県	1人	1か所
静岡県	6人	4か所
合計	15人	10か所



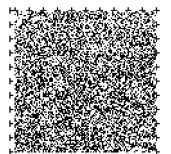
【四国】	利用者数	施設数
香川県	3人	2か所

【北海道】	利用者数	施設数
北海道	2人	2か所

【関東】	利用者数	施設数
茨城県	4人	4か所
栃木県	9人	4か所
群馬県	3人	2か所
埼玉県	4人	3か所
千葉県	18人	8か所
東京都	91人	33か所
神奈川県	7人	5か所
合計	136人	59か所

【合計】	利用者数	施設数
	175人	84か所

<区内の障害者の日中活動系サービス・児童通所支援事業所（令和2年3月末現在）>



### 3. 障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づくサービス体系は、全国一律の「障害福祉サービス」と実施する各自治体の独自サービスである「地域生活支援事業」の二つの側面から障害者の自立した生活を支援するかたちになっています。

#### (1) 障害福祉サービスの概要

##### ○内容

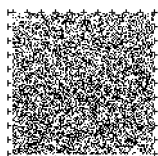
障害者が地域で自立した生活が送れるよう、個々の障害の程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給するサービスです。

サービスは、

- ・「介護給付」…日常生活に必要な支援
- ・「訓練等給付」…自立した生活に必要な知識や技術を身につける支援
- ・「自立支援医療」…障害に係る医療費の支援
- ・「補装具費の支給」…必要と認められる補装具の購入費または修理費の支給および借受けに大別されます。

##### <障害福祉サービス等>

	サービス名
①訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
②日中活動系サービス	生活介護
	自立訓練（機能訓練）
	自立訓練（生活訓練）
	自立訓練（宿泊型自立訓練）
	就労移行支援
	就労継続支援（A型）
	就労継続支援（B型）
	就労定着支援
	療養介護
短期入所（福祉型、医療型）	
③居住系サービス	自立生活援助
	共同生活援助（グループホーム）
	施設入所支援
④相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援



## (2) サービス提供見込量と確保の方策（活動指標）

各事業の内容、今後のサービス提供見込み等は次のようになっています。

### ① 訪問系サービス

#### ■ 居宅介護（ホームヘルプ）

##### 【サービスの内容】

自宅での入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

区分	実績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用時間数(月)	2,401 時間	2,450 時間	2,530 時間
利用者数(月)	157 人	166 人	214 人
区分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用時間数(月)	2,685 時間	2,766 時間	2,849 時間
利用者数(月)	274 人	310 人	350 人

##### 【現状および今後の方策】

- 居宅介護を行う指定事業所は令和 2 年 11 月末現在、区内に 57 か所あり、22 年度から事業所連絡会を開催しています。
- 今後も利用者数の増加が見込まれます。

#### ■ 重度訪問介護

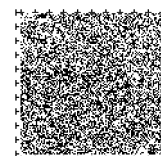
##### 【サービスの内容】

重度の肢体不自由があり常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います（18 歳以上の方が対象）。

区分	実績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用時間数(月)	5,910 時間	5,681 時間	5,982 時間
利用者数(月)	24 人	22 人	24 人
区分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用時間数(月)	6,347 時間	6,537 時間	6,733 時間
利用者数(月)	25 人	26 人	27 人

##### 【現状および今後の方策】

- 令和 2 年 11 月末現在、重度訪問介護を行う指定事業所は区内に 46 か所あります。
- 令和元年度は一人あたり月平均 214 時間利用しています。



## ■同行援護

### 【サービスの内容】

視覚障害により移動に著しい困難を有するかたを対象に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動時の援護等を行います。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用時間数(月)	1,781 時間	1,998 時間	2,204 時間
利用者数(月)	69 人	73 人	101 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用時間数(月)	2,618 時間	2,854 時間	3,110 時間
利用者数(月)	138 人	161 人	188 人

### 【現状および今後の方策】

- 令和 2 年 11 月末現在、区内の指定事業所は 19 か所あります。
- 障害者の社会参加に伴い利用時間が増加していくことが見込まれ、情報提供等の支援を行っていきます。

## ■行動援護

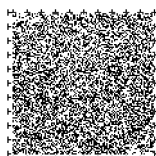
### 【サービスの内容】

知的障害または精神障害により行動が著しく困難で常に介護の必要なかたに、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用時間数(月)	0 時間	6 時間	32 時間
利用者数(月)	0 人	1 人	1 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用時間数(月)	80 時間	80 時間	80 時間
利用者数(月)	2 人	2 人	2 人

### 【現状および今後の方策】

- 令和 2 年 11 月末現在、区内の指定事業所は 2 か所あります。
- 行動援護については、今後も、同程度が見込まれますが、ニーズに合わせて対象事業所と調整を行います。



## ■ 重度障害者等包括支援

### 【サービスの内容】

常に介護を必要とする方のなかで意思疎通を図ることが著しく困難なために、居宅介護や日中活動などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

### 【現状および今後の方策】

- 現時点では対象者はいません。
- 区内に指定事業所はなく、今後も利用はないと見込まれます。

## ② 日中活動系サービス

### ■ 生活介護

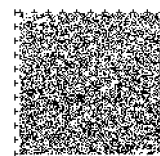
### 【サービスの内容】

常に介護を必要とするかたに、日中、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用日数(月)	6,062 日	6,128 日	6,215 日
利用者数(月)	313 人	319 人	325 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用日数(月)	6,450 日	6,570 日	6,690 日
利用者数(月)	337 人	343 人	349 人

### 【現状および今後の方策】

- 令和元年度は一人あたり月平均 19 日の利用となっています。
- 令和 2 年 11 月末現在、区内では 7 か所の指定事業所があります。
- 今後も利用者数の伸びが見込まれます。区立施設においては令和 2 年度においてほぼ定員に近い状態であることから、民間事業所の増も見据えながら、ニーズに応じたサービスの提供体制を整備していきます。



## ■自立訓練（機能訓練）

### 【サービスの内容】

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づき身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などのための訓練を行います。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用日数(月)	54 日	68 日	87 日
利用者数(月)	5 人	6 人	8 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用日数(月)	96 日	118 日	128 日
利用者数(月)	9 人	10 人	12 人

### 【現状および今後の方策】

- 令和 2 年 11 月末現在、区内の指定事業所は 1 か所です。
- 区外事業所の利用者は、少しずつ増えています。

## ■自立訓練（生活訓練）

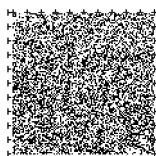
### 【サービスの内容】

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づき食事や家事などの日常生活能力向上のための訓練を行います。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用日数(月)	448 日	389 日	360 日
利用者数(月)	34 人	31 人	26 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用日数(月)	411 日	423 日	435 日
利用者数(月)	31 人	32 人	33 人

### 【現状および今後の方策】

- 令和元年度は一人あたり月平均 13 日の利用となっています。
- 令和 2 年 11 月末現在、区内の指定事業所は 3 か所あります。
- 訓練終了後の生活を見据え、居住や日中活動の場の確保などに向けて事業所や関係 機関等との連携を深めていきます。





## ■ 自立訓練（宿泊型自立訓練）

### 【サービスの内容】

日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等を対象として、一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を行い、地域移行に向け支援します。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(月)	1 人	3 人	6 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数(月)	4 人	4 人	5 人

### 【現状および今後の方策】

- 令和 2 年 11 月末現在、区内の指定事業所は 1 か所あります。
- 訓練終了後の生活を見据え、地域移行に向け関係機関との連絡調整等を行います。

## ■ 就労移行支援

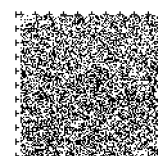
### 【サービスの内容】

一般企業への就労を希望する方に、一定期間の支援計画に基づき就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを行います。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用日数(月)	1,148 日	1,297 日	1,411 日
利用者数(月)	70 人	82 人	86 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用日数(月)	1,504 日	1,648 日	1,808 日
利用者数(月)	94 人	103 人	113 人

### 【現状および今後の方策】

- 令和元年度は一人あたり月平均 16 日利用しています。
- 令和 2 年 11 月末現在、区内の指定事業所は 16 か所あります。
- 区内の就労移行支援事業所と連携を深めながら、就労支援ならびに定着支援を進めています。



## ■就労継続支援（A型）

### 【サービスの内容】

一般企業などで雇用されることが困難なために、働く場の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

\*A型は、事業者と利用者が雇用契約を結びます。（雇用型）

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用日数(月)	557 日	417 日	332 日
利用者数(月)	34 人	25 人	20 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用日数(月)	432 日	512 日	528 日
利用者数(月)	27 人	32 人	33 人

### 【現状および今後の方策】

- 令和元年度は一人あたり月平均 16 日の利用となっています。
- 令和 2 年 11 月末現在、区内の指定事業所は 4 か所あります。
- 事業所の安定的な運営が継続できるよう、適切な助言等を行っていきます。

## ■就労継続支援（B型）

### 【サービスの内容】

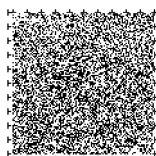
一般企業などで雇用されることが困難なために、働く場の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

\*B型は事業者と利用者で雇用契約は結びません。（非雇用型）

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用日数(月)	4,671 日	5,067 日	4,986 日
利用者数(月)	303 人	335 人	338 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用日数(月)	5,644 日	5,890 日	6,037 日
利用者数(月)	374 人	390 人	400 人

### 【現状および今後の方策】

- 令和元年度は一人あたり月平均 15 日の利用となっています。
- 令和 2 年 11 月末現在、区内の指定事業所は 17 か所あります。
- 就労継続支援（B型）の利用者が、適性に応じて就労継続支援（A型）や就労移行支援を利用できるよう支援していきます。
- 事業所の安定的な運営が継続できるよう、適切な助言等を行っていきます。



## ■就労定着支援

### 【サービスの内容】

一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(月)		23 人	41 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数(月)	66 人	82 人	127 人

### 【現状および今後の方策】

- 平成 30 年度から新規に創設されたサービスです。
- 令和 2 年 11 月末現在、区内の指定事業所は 10 か所あります。
- 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用し一般就労した方が対象です。
- 事業所の安定的な運営が継続できるよう、適切な助言等を行っていきます。

## ■療養介護

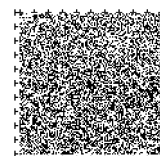
### 【サービスの内容】

病院などの施設で、主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。（18 歳未満の方は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。）

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(月)	26 人	27 人	27 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数(月)	28 人	28 人	28 人

### 【現状および今後の方策】

- 令和 2 年 11 月末現在、都内で療養介護の事業所は 13 か所あります。
- 療養介護の対象者は、病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害者です。



## ■短期入所（ショートステイ）

### 【サービスの内容】

自宅で介護するかたが病気の場合などに施設や事業所に短期入所させ、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用日数(月)	489 日	551 日	420 日
利用者数(月)	59 人	60 人	58 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用日数(月)	450 日	465 日	480 日
利用者数(月)	62 人	64 人	66 人

### 【現状および今後の方策】

- 令和元年度は一人あたり月平均 7 日利用しています。
- 令和 2 年 11 月末現在、区内の指定事業所は 6 か所あります。
- 利用者数の伸びが想定されるため、ニーズに応じたサービス提供体制を整備していきます。

## ③ 居住系サービス

### ■自立生活援助

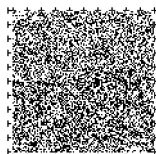
#### 【サービスの内容】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望するかたに対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整など、適時のタイミングで適切な支援を行います。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(月)		0 人	3 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数(月)	3 人	3 人	3 人

### 【現状および今後の方策】

- 平成 30 年度から新規に創設されたサービスです。
- 令和 2 年 11 月末現在、区内の指定事業所は 2 か所あります。



## ■ 共同生活援助（グループホーム）

### 【サービスの内容】

夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(月)	154 人	157 人	161 人
区内事業所定員数	213 人	213 人	229 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数(月)	180 人	190 人	200 人
区内事業所定員数	245 人	260 人	270 人

### 【現状および今後の方策】

- 令和 2 年 11 月現在、区内のグループホーム（ユニット数）は、39 か所（知的 16 か所、精神 23 か所）あります。
- 精神障害者および知的障害者のグループホームはともに増加傾向にあります。
- 令和 2 年 8 月に重度障害者向けのグループが 1 か所整備されました。今後もニーズが見込まれることから、重度障害者向けのグループホームの整備についても引き続き検討していきます。

## ■ 施設入所支援

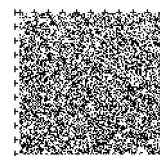
### 【サービスの内容】

施設に入所するかたに、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(月)	174 人	175 人	175 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数(月)	174 人	173 人	172 人

### 【現状および今後の方策】

- 令和 2 年 11 月末現在、区内の施設入所支援事業者は 2 か所あります。
- 強度行動障害の方の受け入れ可能な施設が限られており、今後東京都等との連携を図りながら広域的に調整を図っていくことが求められています。
- 家族や本人の意向を踏まえ、地域での居住の場について検討していきます。



#### ④ 相談支援

##### 【サービスの内容】

サービス利用の相談・情報の提供・あっせん・調整等を行い、地域で安心して日常生活や社会生活を送れるよう、障害者の意向に沿ったサービス等利用計画を作成します。

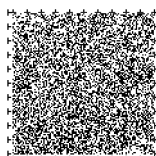
サービス種別	内 容	対象者
計画相談支援	障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用するすべての障害者。
地域移行支援	地域における生活に移行するための活動に関する相談や、地域生活の準備のための外出に対する同行支援、入居支援等を行う。	障害者入所施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与する。	居宅において単身もしくは家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者。

区 分		実 績		
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画相談支援	利用人数(月)	62 人	70 人	68 人
地域移行支援	利用人数(月)	8 人	3 人	3 人
地域定着支援	利用人数(月)	2 人	1 人	1 人
区 分		今後のサービス提供見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	和 5 年度
計画相談支援	利用者数(月)	79 人	85 人	92 人
地域移行支援	利用者数(月)	5 人	6 人	7 人
地域定着支援	利用者数(月)	2 人	2 人	3 人

※計画相談支援については「計画案作成」または「計画案作成＋モニタリング」の実利用者数。「モニタリングのみ」およびセルフプランは含めない。

##### 【現状および今後の方策】

- 計画相談支援は、障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用するすべての障害者が対象です。
- 法改正により、今後の需要の増加が見込まれることから、全ての障害種別および児童についての相談支援を受ける事業所が必要です。障害者の状況に応じた福祉サービスが利用できるよう、事業者向けの研修などを通してサービスの質の向上に向けた取組みを行います。
- 基幹相談支援センターが中心となり、関係機関や相談支援事業者の連携によって相談支援の充実に努めます。

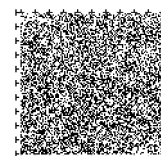


■精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

区 分		実 績		
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地域移行支援	利用者数(月)	4 人	4 人	1 人
共同生活援助	利用者数(月)	62 人	62 人	55 人
地域定着支援	利用者数(月)	2 人	1 人	0 人
自立生活援助	利用者数(月)		0 人	3 人
区 分		今後のサービス提供見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域移行支援	利用者数(月)	5 人	5 人	5 人
共同生活援助	利用者数(月)	65 人	65 人	65 人
地域定着支援	利用者数(月)	2 人	2 人	2 人
自立生活援助	利用者数(月)	5 人	5 人	5 人

【現状および今後の方策】

- 共同生活援助では、約 6 割が通過型、4 割が滞在型を利用されています。
- 地域移行支援、地域定着支援により、さまざまな理由により長く精神科病院や障害者施設等に入院・入所されていた方が、地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう支援を行います。
- 自立生活援助では、グループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者の方が、環境の変化等により生じた生活面の課題を、定期的な巡回訪問や適切な支援を受けることで、安心して地域生活が送れるよう支援します。



## 4. 障害児通所支援等

### (1) 障害児福祉サービスの概要

#### ○内容

障害児（18歳未満）に対するサービスです。サービスは通所支援、相談支援、および都道府県による入所支援に大別されます。

区 分	サービス名
障害児通所支援	児童発達支援
	医療型児童発達支援
	居宅訪問型児童発達支援
	放課後等デイサービス事業
	保育所等訪問支援
障害児相談支援等	障害児相談支援
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
障害児入所支援(都道府県)	福祉型障害児入所施設
	医療型障害児入所施設

### (2) サービスの提供見込みと確保策（活動指標）

#### ■児童発達支援

##### 【サービスの内容】

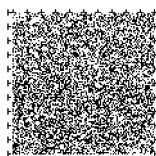
障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の習得、集団生活への適応訓練、必要な支援を行います。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用日数(月)	882 日	1,089 日	1,096 日
利用児童数(月)	146 人	171 人	250 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用日数(月)	1,200 日	1,300 日	1,400 日
利用児童数(月)	300 人	330 人	360 人

##### 【現状および今後の方策】

○療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象とする事業です。

○令和 2 年 11 月末現在、区内の指定事業所は 10 か所です。





## ■医療型児童発達支援

### 【サービスの内容】

児童発達支援に加え、治療を行います。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用日数(月)	16 日	2 日	3 日
利用児童数(月)	1 人	1 人	1 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用日数(月)	8 日	8 日	8 日
利用児童数(月)	2 人	2 人	2 人

### 【現状および今後の方策】

○肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児を対象とする事業です。

## ■居宅訪問型児童発達支援

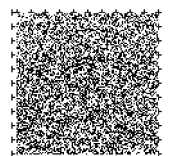
### 【サービスの内容】

重度の障害等の状態にある障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用日数(月)		0 日	1 日
利用者児童数(月)		0 人	1 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用日数(月)	8 日	8 日	8 日
利用者児童数(月)	2 人	2 人	2 人

### 【現状および今後の方策】

- 平成 30 年度から新規に創設されたサービスです。
- 重度の障害または医療的ケアが必要な障害児で外出することが著しく困難な方が対象です。



## ■放課後等デイサービス事業

### 【サービスの内容】

授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用日数(月)	1,658 日	2,035 日	2,103 日
利用児童数(月)	156 人	179 人	218 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用日数(月)	3,000 日	3,240 日	3,480 日
利用児童数(月)	250 人	270 人	290 人

### 【現状および今後の方策】

- 学校教育法第 1 条に規定している学校（幼稚園および大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児を対象とする事業です。
- 令和 2 年 11 月末現在、区内の指定事業所は 14 か所です。

## ■保育所等訪問支援

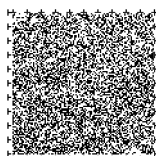
### 【サービスの内容】

保育所等を訪問し、障害児に対し障害児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援その他必要な支援を行います。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用日数(月)	1 日	0 日	1 日
利用児童数(月)	1 人	0 人	1 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用日数(月)	8 日	8 日	8 日
利用児童数(月)	3 人	3 人	3 人

### 【現状および今後の方策】

- 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し専門的な支援を受ける必要があると認められた障害児を対象とする事業です。
- 令和 2 年 11 月末現在、区内の指定事業所は 0 か所です。
- 区では地域生活支援事業の任意事業として「巡回専門員整備」を実施しており、区内の保育施設等に従事する職員に対し、助言を行っています。



## ■ 障害児相談支援

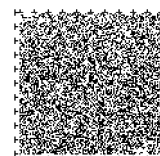
### 【サービスの内容】

障害のある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所開始後、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います（継続障害児支援利用援助）。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用児童数(月)	21 人	21 人	17 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用児童数(月)	21 人	23 人	25 人

### 【現状および今後の方策】

- 障害福祉サービスを申請若しくは変更申請を行う障害児を対象とする事業です。
- 令和 2 年 11 月末現在、区内の指定事業所は 8 か所です。



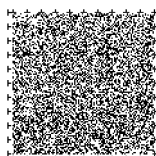
### (3) 子ども・子育て支援における提供見込み

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行います。

区 分		実 績		
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
保育所	障害児の利用者数(年) ※3月時点	56人	67人	93人
居宅訪問型保育事業	障害児の利用者数(年) ※3月時点	5人	3人	3人
学童クラブ	障害児の利用者数(年) ※3月時点	32人	45人	56人
区 分		今後のサービス提供見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保育所	障害児の利用者数(年)※3月時点	104人	115人	126人
居宅訪問型保育事業	障害児の利用者数(年) ※3月時点	4人	5人	6人
学童クラブ	障害児の利用者数(年) ※3月時点	99人	108人	118人

#### 【現状および今後の方策】

- 子ども・子育て支援に関する計画との調整を図りながら、保育所・認定こども園等および学童クラブにおける配慮が必要な子どもの受入れやその支援について進めていきます。
- 保育園では、障害のある乳幼児を受け入れ、集団の中で生活することにより成長をはかっています。
- 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）では、保護者の労働等により放課後の時間帯に適切な保護を必要とする児童に対し、授業終了後に小学校施設の一部等を利用して遊びおよび生活の場を提供し、児童の健全育成を図っています。また、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるよう、小学校 6 年生まで受入れるとともに、放課後子ども教室や学校その他と連携し、子どもの安全かつ安心して楽しい居場所作りを推進します。
- 巡回子育て発達相談員による保育所や学童クラブ訪問を通して、従事職員に対して具体的なアドバイスを行うことで、より質の高い保育の実施を目指すとともに、保護者からの相談も受け付けています。
- 今後は、集団保育が可能であり医療的ケアが必要な児童や重症心身障害児の受入れに向け、具体的な検討を行い、子育て支援環境の整備に取り組んでいきます。



## 5. 地域生活支援事業

### (1) 地域生活支援事業の概要

#### ○目的

障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する方の状況に応じた柔軟な形で効率的・効果的に実施することを目的とした事業です。

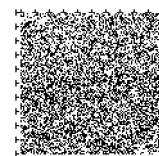
#### ○事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須の事業と、自治体の判断で実施することができる任意の事業があります。

#### ○豊島区の事業体系

豊島区が実施する地域生活支援事業は、次のとおりです。

必須事業	① 理解促進研修・啓発事業	
	② 自発的活動支援事業	
	③ 相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業 住宅入居等支援事業
	④ 成年後見制度利用支援事業	
	⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	
	⑥ 意思疎通支援事業	
	⑦ 日常生活用具給付等事業	
	⑧ 手話奉仕員養成研修事業	
	⑨ 移動支援事業	
	⑩ 地域活動支援センター機能強化事業	
任意事業	⑪ 日常生活支援	訪問入浴サービス 日中一時支援 巡回支援専門員整備
	⑫ 社会参加支援	文化芸術活動振興 自動車運転免許取得・自動車改造助成
	⑬ 権利擁護支援	障害者虐待防止対策支援
	⑭ 医療的ケア児総合支援事業	医療的ケア児総合支援事業



## (2) 地域生活支援事業のサービス提供見込み量

### <必須事業>

#### ① 理解促進研修・啓発事業

##### ■ 障害者サポート講座

###### 【事業の内容】

障害者などが街なかで困っている際に区民等が支援できるよう、障害の特性やサポート方法を学ぶ講座を開催します。

区分	実績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加人数(年)	239 人	174 人	278 人
区分	今後のサービス提供見込み量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
参加人数(年)	300 人	300 人	300 人

###### 【現状および今後の方策】

- 区民が関心を持ち、参加しやすい講座とするため、映画上映等も含めた企画の検討や、会場や時間の工夫を行います。
- 令和 2 年度はサポート講座の動画配信を行い、さらなる障害者理解促進を図りました。

#### ② 自発的活動支援事業

##### ■ 障害者アート教室・みんなのヨガ教室・スポーツのつどい

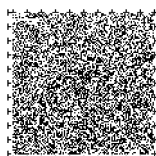
###### 【事業の内容】

障害者に対して文化活動・スポーツなどの場を提供することにより、社会参加への意欲を高めます。

区分		実績		
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
来場者数(人)	アート教室	9 人	14 人	16 人
	みんなのヨガ教室	15 人	20 人	19 人
	スポーツのつどい	372 人	312 人	421 人
区分		今後のサービス提供見込み量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
来場者数(人)	アート教室	20 人	20 人	20 人
	みんなのヨガ教室	20 人	20 人	20 人
	スポーツのつどい	400 人	400 人	400 人

###### 【現状および今後の方策】

- 令和元年度のスポーツのつどいでは中学生など 21 名のボランティアが参加し、障害者理解促進につながっています。今後も障害者の社会参加を推進していきます。



### ③ 相談支援事業

#### ■ 基幹相談支援センター等機能強化事業

##### 【事業の内容】

地域の相談支援の拠点として、心身障害者福祉センターにおいて総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）を行います。また、区内相談支援事業所のネットワークを構築し、広域調整や研修等を通して相談支援能力の向上を図ります。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
連絡会開催数	4 回	4 回	3 回
参加機関数(延べ)	43 機関	46 機関	21 機関
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
連絡会開催数	4 回	4 回	4 回
参加機関数(延べ)	40 機関	42 機関	44 機関

##### 【現状および今後の方策】

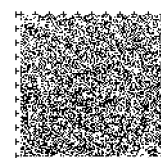
- 地域の相談支援の中核的な役割を持つ基幹相談支援センターを設置し、身近な地域の相談支援事業者で虐待防止など対応困難な個別事例への対応支援や、広域的な調整、地域移行等におけるネットワーク構築を進めています。
- 令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため 4 回目連絡会が中止となりました。

#### ■ 住宅入居等支援事業（高齢者等入居支援事業・居住支援法人との連携）

##### 【現状および今後の方策】

- 住宅施策と福祉施策との連携による入居支援を行っていきます。
- 住宅確保要配慮者への支援として、住宅情報の提供、身元保証に関わる保証料の一部助成、民間賃貸住宅を探す際の同行サービスを行っています。
- 民間賃貸住宅のオーナーの不安を軽減させ、単身高齢者などの住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援するため、居住支援法人と連携をしていきます。

※住宅確保要配慮者…対象者：高齢者、障害者、ひとり親家庭等



#### ④ 成年後見制度利用支援事業

##### ■成年後見制度利用支援事業

###### 【事業の内容】

成年後見制度の利用が必要であるが申立ての困難な方を、区長申立てにより支援します。また、区長申立てで、後見人等への報酬の支払いが困難な方（一定要件あり）に費用を助成します。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
区長申立て件数(年)	2 件	3 件	3 件
報酬助成(年)	1 件	0 件	2 件
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
区長申立て件数(年)	3 件	3 件	3 件
報酬助成(年)	3 件	3 件	3 件

###### 【現状および今後の方策】

○豊島区民社会福祉協議会福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」等と連携し、成年後見制度利用に関する相談支援体制を充実します。また、必要に応じ区長申立制度の利用促進に努めます。

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

##### ■成年後見制度法人後見支援事業

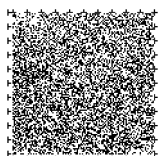
###### 【事業の内容】

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施状況	有	有	有
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施状況	有	有	有

###### 【現状および今後の方策】

○豊島区民社会福祉協議会が実施する法人後見事業や社会貢献型後見人(市民後見人)に対する講習会、専門家への相談機械の提供、連絡会等の取組みについて引き続き支援してきます。





## ⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通に支障がある障害者に、他者との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

### ■手話通訳者派遣事業・手話通訳者設置事業

#### 【事業の内容】

聴覚障害者の社会参加を援助し、コミュニケーション確保のために手話通訳者を派遣します（手話通訳者派遣センター業務を含む。）。

#### <手話通訳者の派遣>

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(月)	84 人	91 人	111 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数(月)	120 人	120 人	120 人

#### 【現状および今後の方策】

- 豊島区手話通訳者派遣センターは、区役所本庁舎の障害福祉課内に設置していることで利便性を高めています。
- 手話通訳者の研修会を定期的を開催することで、手話技術の向上を図っています。
- 手話を主なコミュニケーション手段としている聴覚障害者の利用を促進するため、事業の周知を図っていきます。

### ■要約筆記者派遣事業

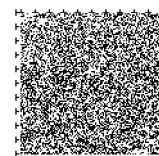
#### 【事業の内容】

聴覚障害者に会議や講演会等の内容を文字として伝える要約筆記者を派遣します。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(月)	0 人	1 人	2 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数(月)	3 人	3 人	3 人

#### 【現状および今後の方策】

- 東京手話通訳等派遣センターに委託しています。



- 利用者が限定される傾向があり、手話ができない多くの方の利用を促進することが必要です。
- 今後、ニーズを把握していくとともに、要約筆記の周知に努めます。

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

### ■日常生活用具給付等事業

#### 【事業の内容】

重度障害者の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

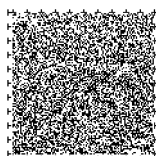
(日常生活用具の主な品目)

- 介護・訓練支援用具 ……特殊寝台、移動用リフトなど
- 自立生活支援用具 ……T字杖、入浴補助用具など
- 在宅療養等支援用具 ……吸入器、吸引器など
- 情報・意思疎通支援用具 ……拡大読書器、録音再生機など
- 排泄管理支援用具 ……収尿器、紙おむつなど
- 住宅改修費 ……居宅生活動作補助用具など

区分		実績		
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用 件数 (年)	介護・訓練支援用具	8 件	15 件	14 件
	自立生活支援用具	48 件	62 件	47 件
	在宅療養等支援用具	29 件	42 件	33 件
	情報・意思疎通支援用具	129 件	107 件	53 件
	排泄管理支援用具	4,058 件	3,734 件	4,553 件
	住宅改修費	7 件	5 件	11 件
	総 数	4,279 件	3,965 件	4,711 件
区分		今後のサービス提供見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用 件数 (年)	介護・訓練支援用具	15 件	15 件	15 件
	自立生活支援用具	50 件	50 件	50 件
	在宅療養等支援用具	40 件	40 件	40 件
	情報・意思疎通支援用具	120 件	125 件	130 件
	排泄管理支援用具	4,600 件	4,600 件	4,600 件
	住宅改修費	10 件	10 件	10 件
	総 数	4,835 件	4,840 件	4,845 件

#### 【現状および今後の方策】

- 重度障害者の日常生活上の便宜向上のため、引き続き実施していきます。



## ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

### ■手話講習会

#### 【事業の内容】

豊島区の登録手話通訳者の育成と手話の普及を目的として講習会を開催します。入門、応用、専門、養成の4コースがあります。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(月)	127 人	130 人	127 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数(月)	130 人	140 人	140 人

#### 【現状および今後の方策】

- 聴覚障害者および区登録手話通訳者を講師として、区内在住・在勤者を対象とした講習会を開催しています。
- 入門・応用・専門・養成の4コースを開催しており、講習会受講希望者は増加傾向にあります。
- 手話講習会の受講者を増やすとともに、その後、区登録手話通訳者として活動しやすい環境整備に努めます。

## ⑨ 移動支援事業

### ■移動支援事業

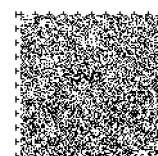
#### 【事業の内容】

社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出における移動を支援します。(個別支援が必要な方に対するマンツーマンによる支援)

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(月)	134 人	129 人	117 人
利用時間(月)	2,035 時間	1,970 時間	1,922 時間
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数(月)	120 人	120 人	120 人
利用時間(月)	2,130 時間	2,130 時間	2,130 時間

#### 【現状および今後の方策】

- 令和 2 年 3 月現在、協定を結んでいる事業所は 76 か所あります。
- 過去 3 年間においては、実利用者数はほぼ横ばい状態です。
- 令和元年 12 月より、福祉ホームさくらんぼや短期入所施設利用中に移動支援の利用が可能になりました。
- 移動支援の利用可能な範囲の拡大にむけて、さらに検討を重ねていきます。



## ⑩ 地域活動支援センター事業

### ■ 地域活動支援センター機能強化事業

#### 【事業の内容】

障害者に創作活動や生産活動の提供、社会との交流の促進等の場を提供します。

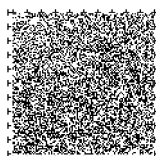
地域活動支援センターには、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型があります。

- ① Ⅰ型は、専門職員を配置し、専門相談、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。
- ② Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者を対象に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
- ③ Ⅲ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者を対象に、創作活動または生産活動、社会との交流促進などのサービスを実施します。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施箇所(月)	12 箇所	12 箇所	12 箇所
利用者数(月)	162 人	158 人	129 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施箇所(月)	12 箇所	12 箇所	12 箇所
利用者数(月)	135 人	140 人	140 人

#### 【現状および今後の方策】

- 令和 2 年 3 月末現在、区内には地域活動支援センターⅠ型が 1 箇所、Ⅱ型が 2 箇所、Ⅲ型が 9 箇所、合計 12 箇所の事業所があります。
- それぞれの事業所が新体系に移行し、特色のある事業運営を行っています。
- 今後も事業所がもつ特性や機能をうまく活かしていけるよう支援していきます。



## <任意事業>

### ⑪ 日常生活支援

#### ■訪問入浴サービス事業

##### 【事業の内容】

65歳未満の心身障害者(児)の居宅を訪問し、移動式浴槽を設置し入浴の介護を行います。

区分	実績		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録者数(年)	12人	11人	12人
区分	今後のサービス提供見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数(年)	12人	12人	12人

##### 【現状および今後の方策】

- 過去の実績から、今後の利用者数は横ばい状態と想定します。
- 今後も事業を継続していきます。

#### ■日中一時支援事業

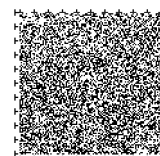
##### 【事業の内容】

障害者(児)を通常介護しているかたが、疾病、出産、休息等の理由で一時的に介護ができないときに、障害福祉サービス事業所が入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な支援を行います。

区分	実績		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施箇所数	5か所	5か所	5か所
区分	今後のサービス提供見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	5か所	5か所	5か所

##### 【現状および今後の方策】

- 令和2年3月現在、協定を結んでいる事業所は5か所あります。
- 今後も年間の延利用回数等において利用増は見込まれます。事業所数そのものの増を見込むことは難しい面もありますが、ニーズに応じた支援の提供を進めていきます。



## ■巡回支援専門員整備

### 【事業の内容】

区内の保育施設等に従事する職員に対し、保育内容や保護者への対応について助言を行います。また、施設等を利用する保護者からの子育てや子どもの発達についての相談にも対応します。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
巡回訪問延施設(年)	505 件	577 件	419 件
巡回対象延ケース数(年)	2,248 件	2,556 件	1,636 件
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
巡回訪問延施設(年)	500 件	500 件	500 件
巡回対象延ケース数(年)	2,000 件	2,000 件	2,000 件

### 【現状および今後の方策】

○発達障害児の早期発見・早期対応を図るため、現在の規模を拡大して実施していきます。

## ⑫ 社会参加支援

### ■文化芸術活動振興

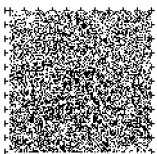
### 【事業の内容】

障害者の文化活動を通じて障害者自身の社会参加への意欲を高めるとともに、広く区民に障害者への理解を深めることを目的に豊島区障害者美術展（ときめき想造展）等を開催します。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障害者美術展来場者数	786 人	808 人	(中止)
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者美術展来場者数	900 人	900 人	900 人

### 【現状および今後の方策】

- 今後は、豊島区本庁舎のまるごとミュージアムやとしまセンタースクエアを活用した展示を行い、障害者の制作活動の成果を発表する機会を提供します。
- 令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため豊島区障害者美術展（ときめき想造展）を中止。平成 30 年度来場者数 808 名。



■自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

【事業の内容】

身体障害者が所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部および心身障害者の自動車運転免許取得費用の一部を助成し、障害者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用件数(年)	自動車改造 0 件 運転免許助成 2 件	自動車改造 1 件 運転免許助成 1 件	自動車改造 1 件 運転免許助成 3 件
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用件数(年)	自動車改造 2 件 運転免許助成 2 件	自動車改造 2 件 運転免許助成 2 件	自動車改造 2 件 運転免許助成 2 件

【現状および今後の方策】

- 過去の実績から今後の利用件数は横ばいと想定します。
- 移動が困難な障害者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、この制度を引き続き維持していきます。

⑬ 権利擁護支援

■障害者虐待防止対策支援事業

【事業の内容】

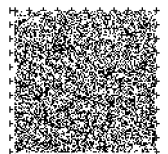
障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための環境整備、障害者の権利利益の擁護を目的として、以下の事業を行います。

- ・障害者虐待防止センターでの相談、通報受付、対応
- ・障害者虐待対応機関連絡会議の開催
- ・障害福祉サービス事業所向け研修会の開催
- ・啓発活動（研修会、広報等）

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
研修会(年)	1 回開催	2 回開催	2 回開催
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
研修会(年)	2 回開催	2 回開催	2 回開催

【現状および今後の方策】

- 区民や障害福祉サービス事業所等を対象とした啓発活動を継続します。
- 障害者虐待に対する迅速・適切な対応を行うため、関係機関との緊密なネットワーク構築を進めていきます。



【対応件数（実件数）】※対応件数とは通報の件数のことです。

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数(年)	10 件	18 件	26 件

#### ⑭ 医療的ケア児総合支援事業

##### ■医療的ケア児総合支援事業

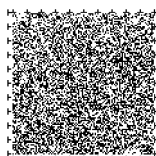
###### 【事業の内容】

医療的ケアを要する障害児につき、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携するための協議の場を設置します。

区 分	実 績		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
協議会(年)			* 庁内連絡会の 開催 1 回
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
協議会(年)	1～2回程度 開催	1～2回程度 開催	1～2回程度 開催

###### 【現状および今後の方策】

○令和元年度においては、協議の場を立ち上げるにあたり、庁内関係課による連絡会と研修会を開催しました。令和 2 年度中には協議の場を設置し、関係機関の連絡調整を行うための体制を整えていきます。





## 6. 利用者負担の軽減に対する取組み

### (1) 自立支援給付に係る利用者負担の軽減

自立支援給付は、サービス量と所得に着目した負担のしくみ（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）になった一方で、利用者の定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した負担軽減策が講じられ、見直しが行われてきました。

平成22年4月の障害者自立支援法施行令の一部改正により、区民税非課税世帯が無料となったことをはじめ、以下の軽減措置が図られています。

- ① 利用者負担については応能負担を原則とすること。（ひと月に利用したサービス量に関わらず、所得に応じた上限額が設定されました。）
  - ② 障害福祉サービスと補装具費の利用者負担を合算すること。
  - ③ 障害児通所支援を利用している児童について、同一世帯に属する二人以上の乳幼児が幼稚園等を利用する場合に、減額措置を講ずること。また、令和元年10月1日より幼児教育、保育の無償化に伴い、3歳児から5歳児までの障害児通所・通所支援等の利用者負担が無償化されました。
- 区では、定率負担、実費負担については、こうした動きに準じる一方で、以下の2点について、区独自の軽減措置を行っています。
- ・ 同行援護利用者の区民税課税世帯に対し、月20時間までの利用を無料とし、月20時間を超える利用については3%の負担とします。
  - ・ 児童発達支援の利用者に対し、未就学児は利用を無料とします。

### (2) 地域生活支援事業に係る利用者負担の軽減

地域生活支援事業は、自立支援給付とは異なり区が行う事業と定められており、利用者負担についても区で定めるものです。原則的には、自立支援給付と同じく、利用者はサービス提供費用の原則1割を負担していただきます。

これに対し区では、自立支援給付と同様、激変緩和としてできる限り無料になるように以下のような軽減措置を行っています。

事業名	豊島区の軽減策(利用者負担)
意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業)	・利用料無料
日常生活用具給付等事業	・区民税非課税世帯は無料 ・区民税課税世帯は3%負担
移動支援事業	・20時間まで無料 ・20時間を超え50時間までは3%負担
地域活動支援センター事業	・利用料無料 ・Ⅱ型利用者の食費について320円補助 ・Ⅲ型利用者通所交通費について補助 (区外在住者は月額上限5,000円)
日中一時支援事業	・1か月あたり24時間まで無料(児童のみ)

今後も新たな法制度の制定に向けた動きなどを踏まえながら、検討を進めていきます。i

